

# あれこれ通信

しぶやとみこの議会報告

No. 29

2000年 9月

渋谷とみの会

埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64

Tel 0493-62-7997 / Fax 63-1727

## 嵐山町の里山保全のために、条例制定を

嵐山町に残っている緑を、これ以上減らしたくないと思う人は多いはずです。

住宅開発、産業廃

棄物処分場、残土の捨て場と、嵐山町の緑を開発したいと考えている人達は多いようです。業者の方が、土地を所有

して、自分の土地だから、どのように使用してもよいはずだといって開発を進めると、町の自然破壊が進みます。そういった里山の崩壊をとめるために、私は、議会で、地域を指定して、自然保全できる条例（町の法律）をつくるように提案しました。第4次総合振興計画策定の

のなかでも、町民の方から、自然保全でできる条例を制定すべきだというご意見があ

ったと聞きます。

議会全員協議会の席上、企画課より、  
(仮称)蝶の里保全条例を制定して、町の自然を保全し、有効な土地利用でき

る計画を進めると説明がありました。ゴルフ場建設、ボートピア誘致など、嵐山町の利便性を狙って、業者は開発を進めます。開発が、将来にわたってプラスになるのか、自然保全すべきなのか、土地所有者だけでなく、住民が決定していくことができるシステムにしたいものです。

